

平成30年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

調査時期:平成30年5月～6月

目的:山口県内地域福祉権利擁護事業における成年後見制度への要移行者への
現状把握

対象:山口県内19市町社会福祉協議会

調査方法:質問調査法（郵送による送付、FAX、E-mailによる回収）

調査基点:平成30年3月末日現在

山口県社会福祉協議会
生活支援部 生活支援班

平成30年度山口県地域福祉権利擁護事業 成年後見制度要移行者現状把握調査報告

■ 成年後見制度への移行が必要な利用者について

Q 1 要移行者の年齢層について

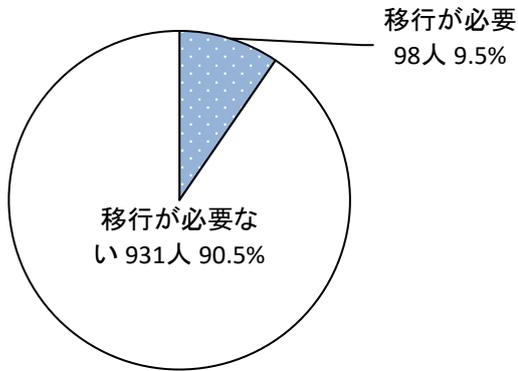
- 成年後見制度への移行が必要な利用者がいると回答した市町社協は14社協あった。
- 要移行者数は、本事業全利用者1092人中で146人（13.4%）である。
- 平成27年度調査時では、要移行者数は利用者1,029人中で98人（9.5%）であったのに対し、平成30年度調査では、13.4%と増加している。
- 要移行者146人のうち、70歳以上の方が95人と約65%を占めている。また、要移行者のうち、市町別では山口市（42人）が多い状況となっている。

各市町社協における地域福祉権利擁護事業の利用者数

(人)

社協名 年度	認知症高齢者		知的障害者		精神障害者		その他		合計		増減
	H27	H29	H27	H29	H27	H29	H27	H29	H27	H29	
下関市	77	61	16	23	30	40	9	9	132	133	1
宇部市	86	91	34	34	43	62	15	14	178	201	23
山口市	60	55	33	31	39	50	5	2	137	138	1
萩市	41	32	22	20	19	27	12	12	94	91	▲3
防府市	11	18	8	8	8	12	4	4	31	42	11
下松市	14	20	2	3	6	6	1	1	23	30	7
岩国市	57	57	20	19	38	43	6	5	121	124	3
光市	35	29	8	10	7	9	1	1	51	49	▲2
長門市	10	8	10	10	16	13	1	3	37	34	▲3
柳井市	11	6	5	6	19	18	2	1	37	31	▲6
美祢市	14	20	13	13	8	12	4	5	39	50	11
周南市	35	33	9	13	25	24	3	4	72	74	2
山陽小野田市	9	15	6	7	8	11	3	3	26	36	10
周防大島町	8	11	4	4	8	15	1	1	21	31	10
和木町	2	0	0	0	0	0	0	0	2	0	▲2
上関町	4	4	1	3	1	1	0	0	6	8	2
田布施町	6	5	3	3	3	1	1	1	13	10	▲3
平生町	2	1	2	2	2	1	0	0	6	4	▲2
阿武町	1	4	1	2	1	0	0	0	3	6	3
合計	483	470	197	211	281	345	68	66	1,029	1,092	63

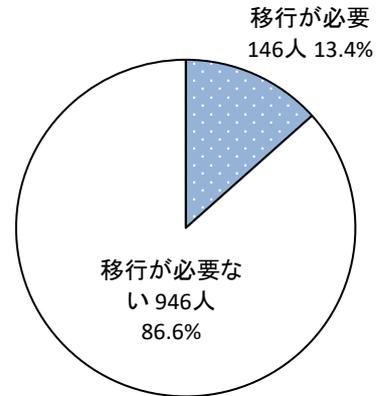
平成27年度における県内地域福祉
権利擁護事業要移行者の割合



N=1029

□ グラフ1□

平成30年度における県内地域福祉
権利擁護事業要移行者の割合



N=1092

□ グラフ2□

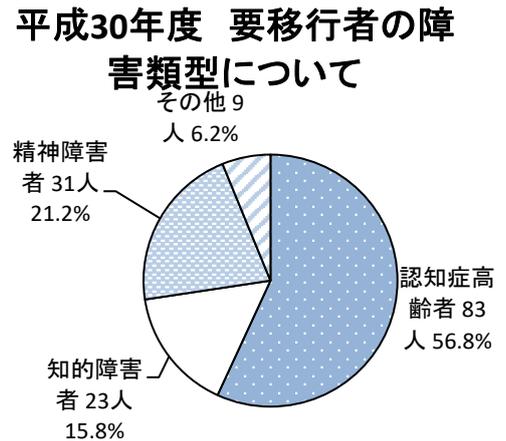
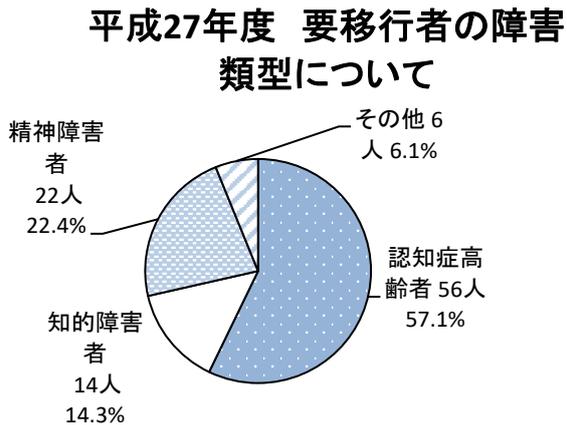
各市町社協における地域福祉権利擁護事業利用者における要移行者数・年齢別

(人)

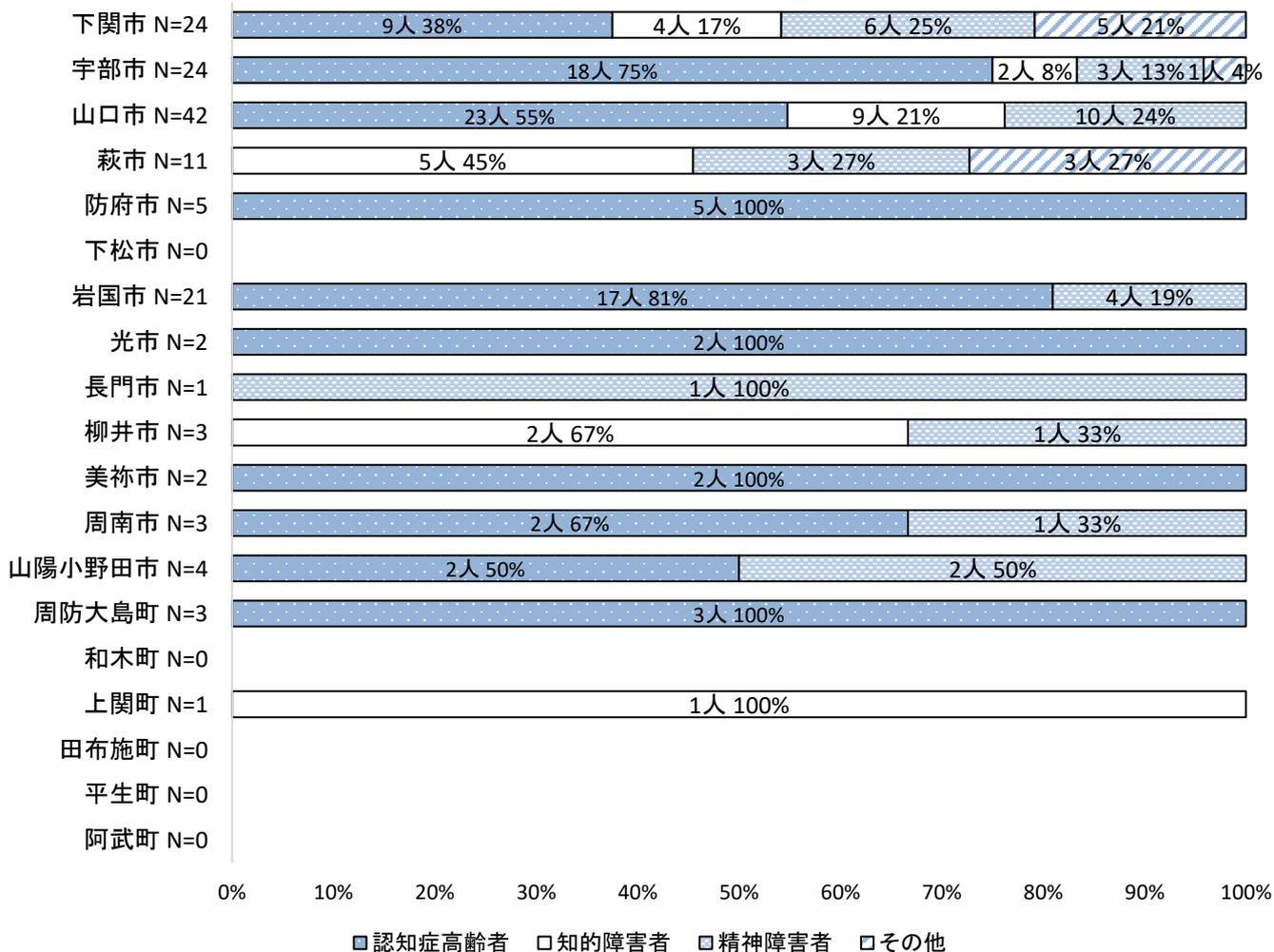
社協名	年齢	20代以下	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代以上	合計
下関市		0	0	4	0	3	7	7	3	24
宇部市		0	0	1	2	4	4	9	4	24
山口市		1	3	2	2	9	5	15	5	42
萩市		0	0	2	5	3	1	0	0	11
防府市		0	0	0	0	0	0	5	0	5
下松市		0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩国市		0	0	0	0	2	3	11	5	21
光市		0	0	0	0	0	0	2	0	2
長門市		0	0	0	0	1	0	0	0	1
柳井市		0	0	1	1	0	1	0	0	3
美祢市		0	0	0	0	0	0	1	1	2
周南市		0	0	0	0	1	1	1	0	3
山陽小野田市		0	0	1	1	1	0	1	0	4
周防大島町		0	0	0	0	0	2	0	1	3
和木町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	1	0	0	0	0	0	1
田布施町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
平生町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
阿武町		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計		1	3	12	11	24	24	52	19	146

Q 2 要移行者の障害類型について

- 認知症高齢者が 56.8%となっており、他の障害に比べると、認知症高齢者の占める割合が多いことが分かる。27 年度の調査と比べると、認知症高齢者の割合の変化はあまりなく、知的障害者の割合は増加傾向にある。
- 認知症高齢者の割合がどの市町社協も多いが、萩市、長門市、柳井市、上関町においては、知的障害者や精神障害者が多い状況となっている。



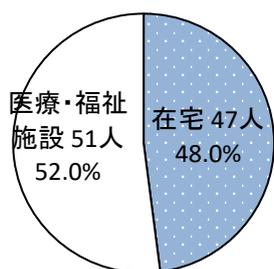
各市町社協における要移行者の障害類型について



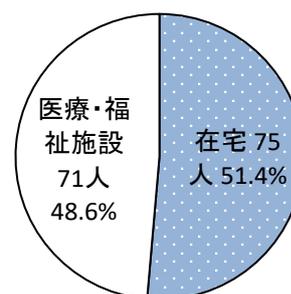
Q 3 要移行者の居住形態について

- 医療・福祉施設の割合が 48.6%となっている。27 年度調査では、半数以上が医療・福祉施設であったが、今回は、在宅の割合が 5 割を超えている。

平成27年度 要移行者の居住形態について



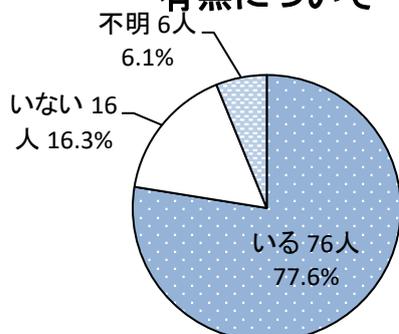
平成30年度 要移行者の居住形態について



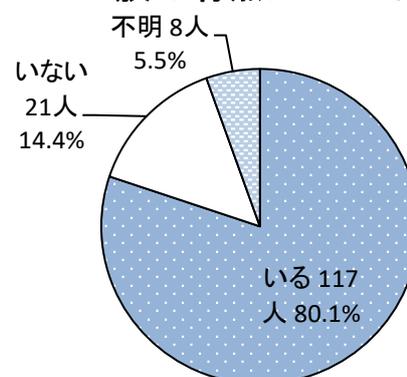
Q 4 要移行者の親族の有無について

- 「親族がいる」の割合は 8 割を超えている。27 年度比べて少し割合が増加している。

平成27年度 要移行者の親族の有無について



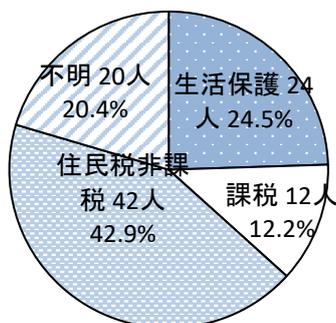
平成30年度 要移行者の親族の有無について



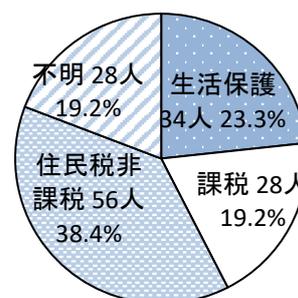
Q 5 要移行者の所得区分について

○ 「住民税非課税」の割合が最も高く 38.4%となっている。27年度と比較すると「住民税非課税」、「生活保護」の割合がともに減少している。

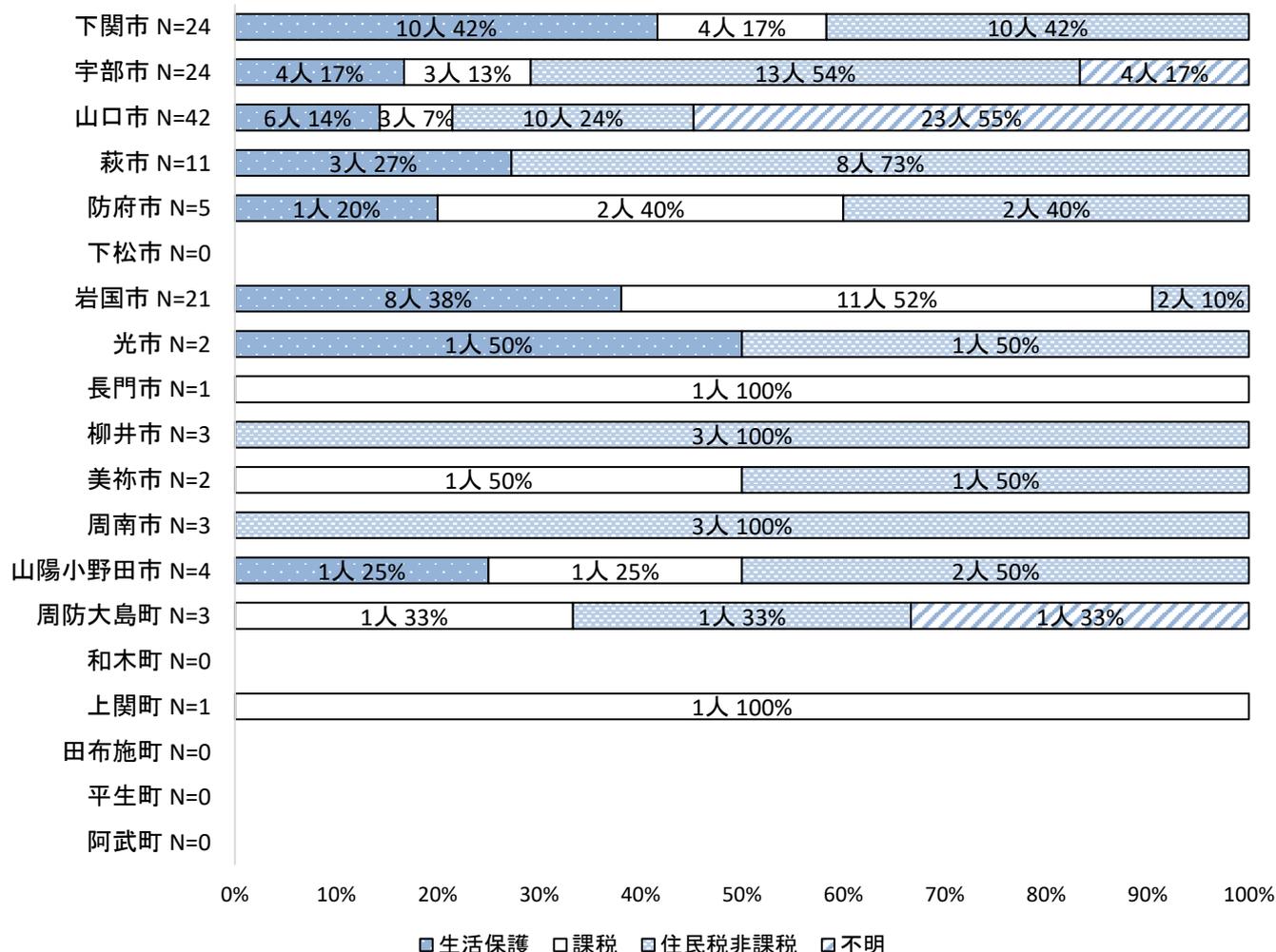
平成27年度 要移行者の所得区分について



平成30年度 要移行者の所得区分について



各市町社協における要移行者の所得区分について

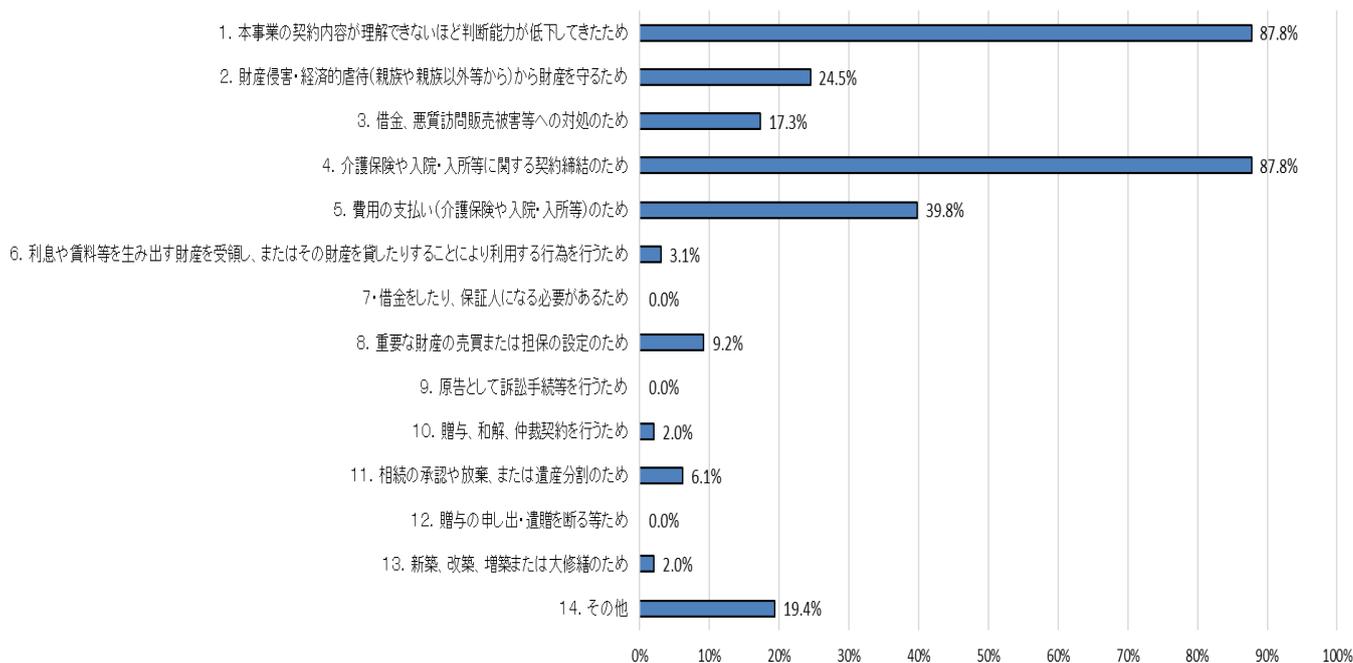


■ 成年後見制度への移行が必要な理由について

Q 6 要移行者の移行が必要な理由について

- 「本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため」「介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため」が 86 人と多く、次いで、「費用の支払い（介護保険や入院・入所等）のため」が 39 人と多くなっている。

要移行者の移行が必要な理由について(複数回答)



□ グラフ11

各市町社協における要移行者の移行が必要な理由について(複数回答)

(人)

理由	社協名									
	下関市	宇部市	山口市	萩市	防府市	下松市	岩国市	光市	長門市	柳井市
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	10	21	22	0	4	0	20	0	0	2
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	4	3	14	0	0	0	0	1	0	0
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	1	0	8	4	2	0	0	0	0	1
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	16	13	19	11	2	0	13	1	0	3
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	11	21	0	0	0	0	0	1	3
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
7.借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	0	1	6	0	0	0	0	0	0	0
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	0	4	0	0	0	1	0	0	0
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
14. その他	14	3	0	0	0	0	1	1	0	0
合計	45	53	97	15	8	0	35	3	2	9

理由	社協名									合計
	美祿市	周南市	山陽小野田市	周防大島町	和木町	上関町	田布施町	平生町	阿武町	
1. 本事業の契約内容が理解できないほど判断能力が低下してきたため	0	0	3	3	0	1	0	0	0	86
2. 財産侵害・経済的虐待(親族や親族以外等から)から財産を守るため	0	0	1	1	0	0	0	0	0	24
3. 借金、悪質訪問販売被害等への対処のため	0	0	1	0	0	0	0	0	0	17
4. 介護保険や入院・入所等に関する契約締結のため	0	3	2	3	0	0	0	0	0	86
5. 費用の支払い(介護保険や入院・入所等)のため	0	0	0	3	0	0	0	0	0	39
6. 利息や賃料等を生み出す財産を受領し、またはその財産を貸したりすることにより利用する行為を行うため	0	0	0	2	0	0	0	0	0	3
7. 借金をしたり、保証人になる必要があるため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 重要な財産の売買または担保の設定のため	2	0	0	0	0	0	0	0	0	9
9. 原告として訴訟手続等を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
10. 贈与、和解、仲裁契約を行うため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
11. 相続の承認や放棄、または遺産分割のため	0	0	0	1	0	0	0	0	0	6
12. 贈与の申し出・遺贈を断る等ため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 新築、改築、増築または大修繕のため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
14. その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19
合計	2	3	7	13	0	1	0	0	0	293

□ 表3□

その他の記載内容

社協名	内容
下関市	<ul style="list-style-type: none"> ・地権事業の契約締結後、本人の判断能力がさらに低下したことで、市社協に対して「お金を盗られた」など被害妄想がある。かつ預金が多額であることから、適切に管理するために移行が必要と考える。 ・携帯電話等の契約手続きにおいて、適切な判断が困難であることから結果的に不当な契約を交わしており、取消権が必要であるため。 ・親族がいるようだが関わりが薄く、今後入院・入所契約締結に加え、借家明け渡し手続き、死亡時など対応ができる者がいないため。
光市	<ul style="list-style-type: none"> ・多額の資産があり、社協の金銭管理の範囲を超えているため。

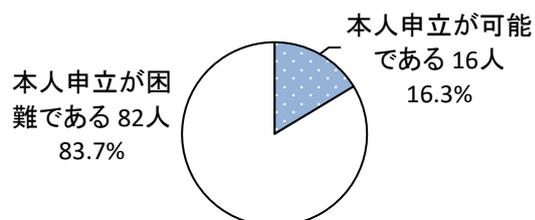
□ 表4□

■ 要移行者の申立について

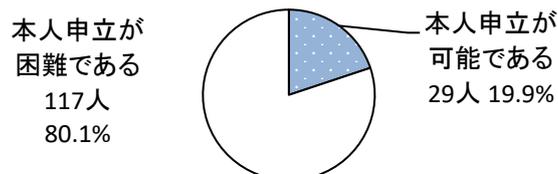
Q 7 要移行者の本人申立の状況について

○「本人申立が困難」の割合が8割を超えている。27年度とほぼ変わらない状況である。

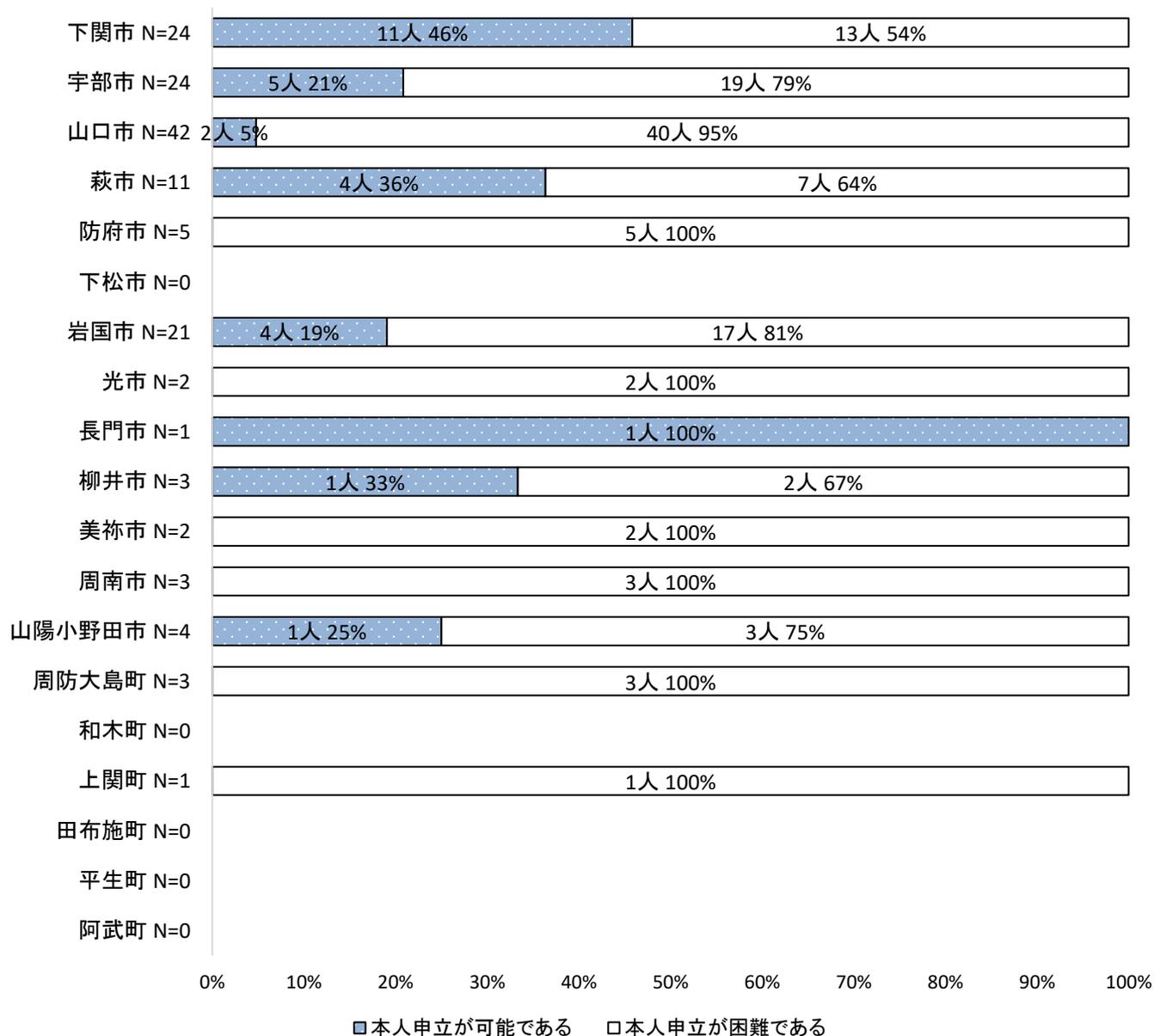
平成27年度 要移行者の本人申立の状況について



平成30年度 要移行者の本人申立の状況について



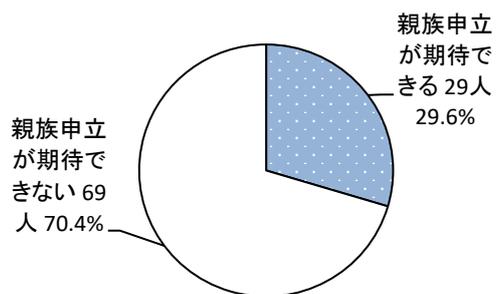
各市町社協における要移行者の本人申立の状況について



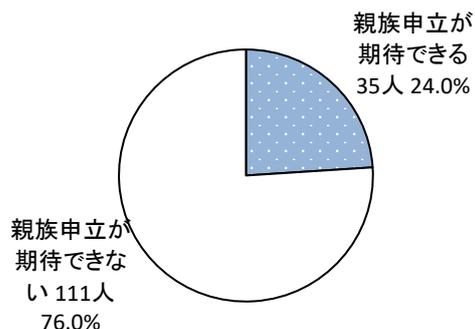
Q 8 要移行者の親族申立の状況について

○「親族申立が期待できない」の割合が76%となっている。27年度と比較すると、「親族申立の期待ができない」割合が増え、親族申立が難しい状況が伺える。

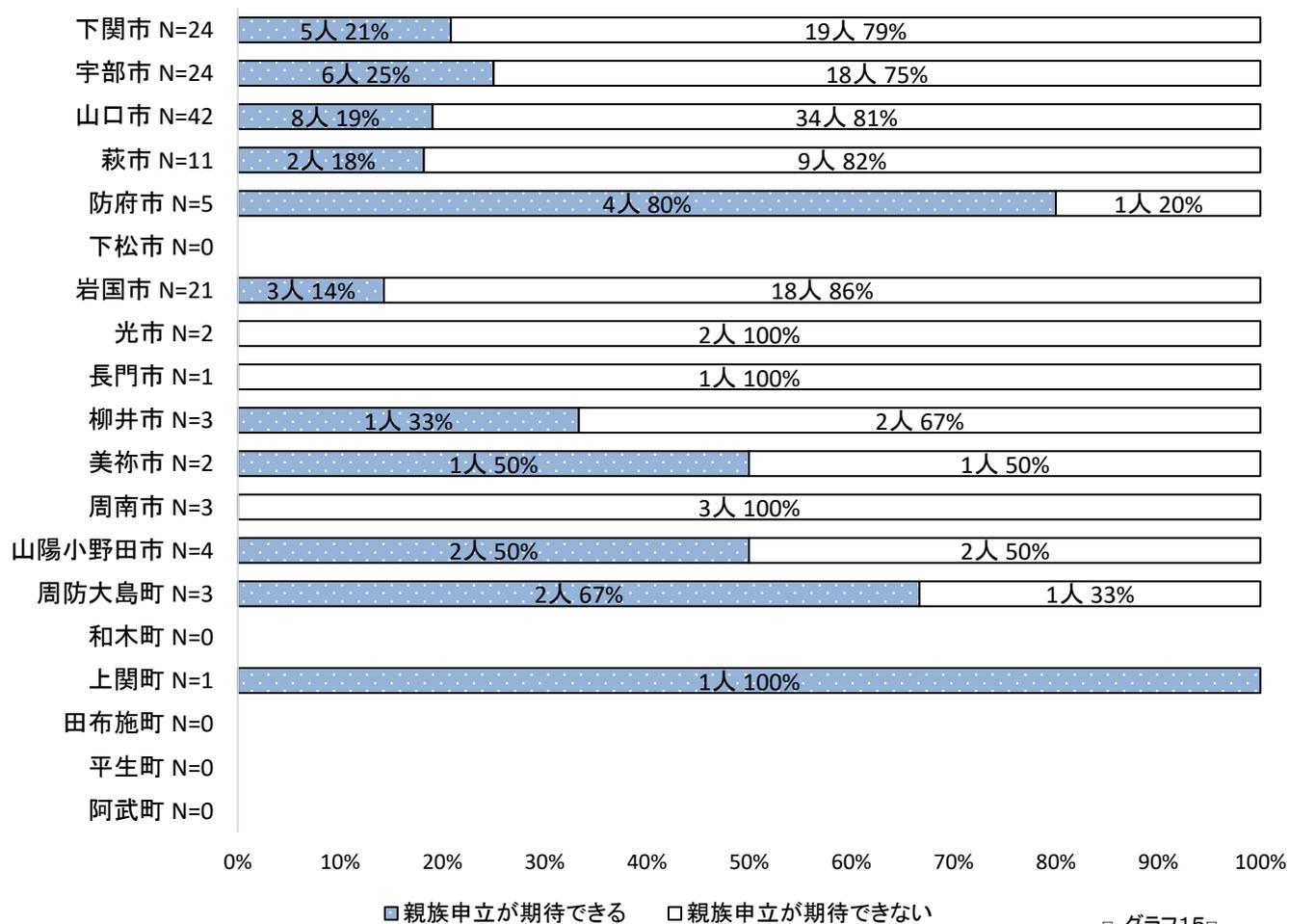
平成27年度 要移行者の親族申立の状況について



平成30年度 要移行者の親族申立の状況について

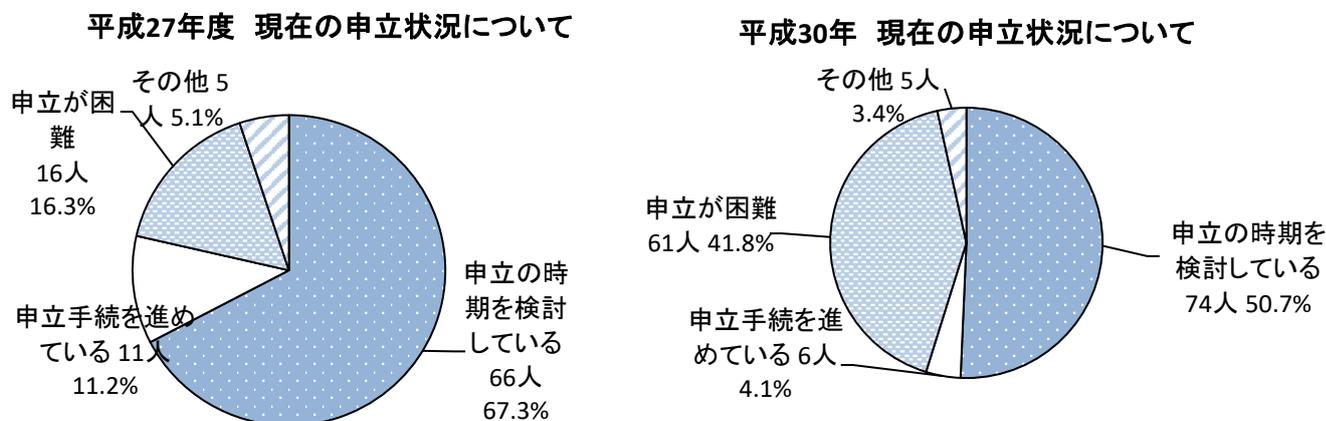


各市町社協における要移行者の親族申立の状況について

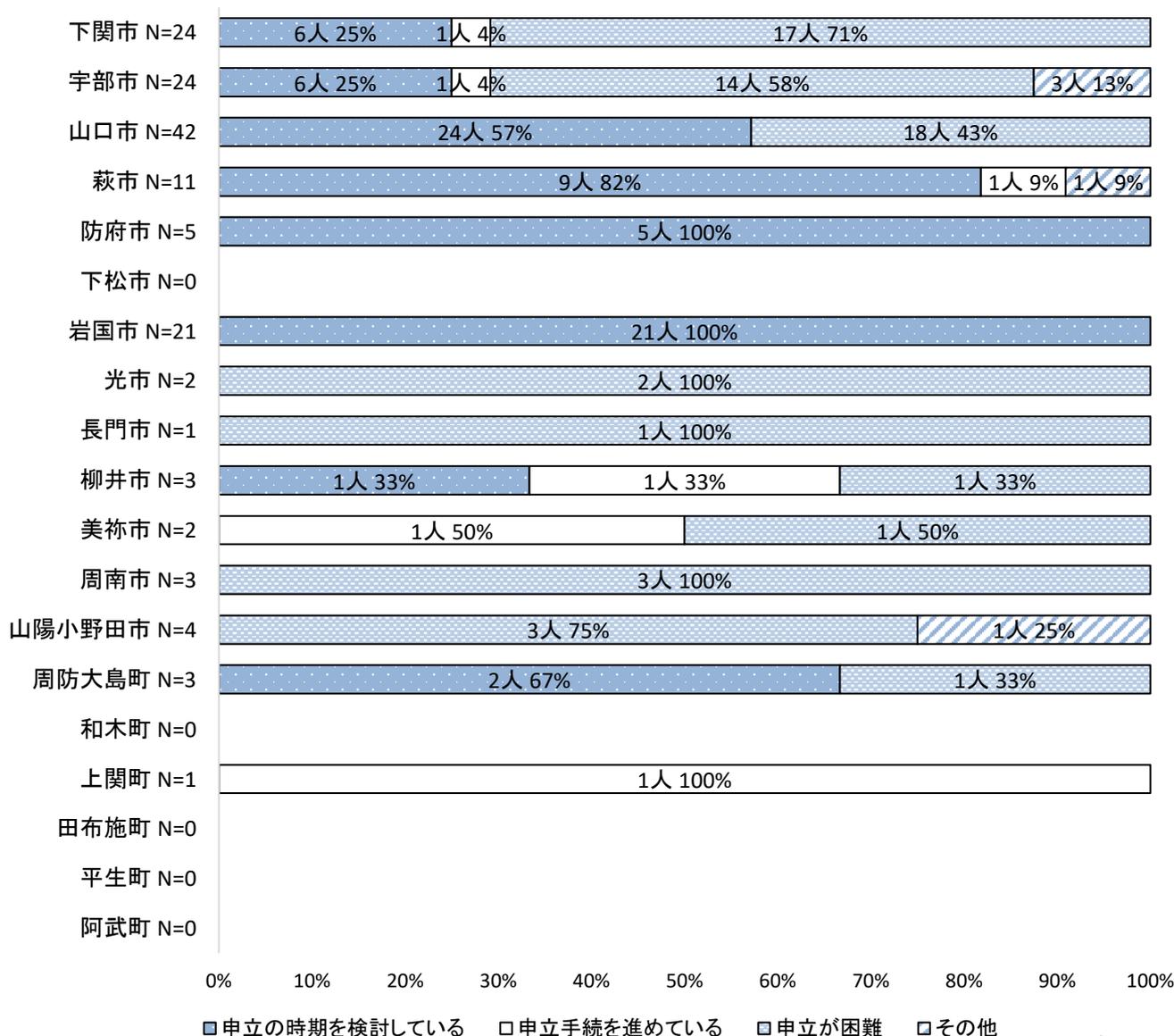


Q9 現在の申立状況について

○「申立が困難」の割合が41.8%と4割以上を占め、27年度と比べて大幅に増えている。逆に「申立の時期を検討している」の割合は大幅に減少している。



各市町社協における現在の申立状況について

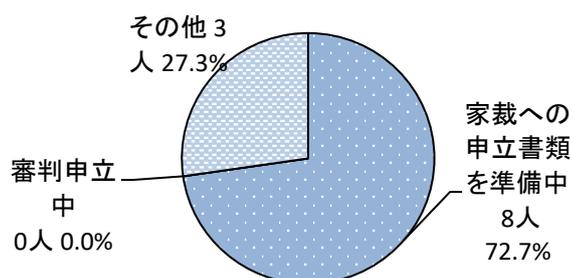


Q10 申立手続の状況等について

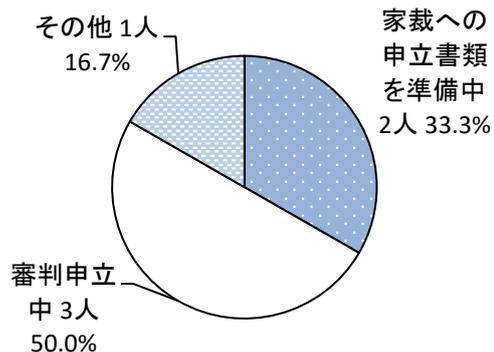
- 「家裁への申立書類を準備中」の割合が 33.3%となっている。

なお、27年度の調査と比べると、「家裁への申立書類を準備中」の割合は半減し、申立の準備が整っていないことが分かる。

平成27年度 申立手続の状況等について



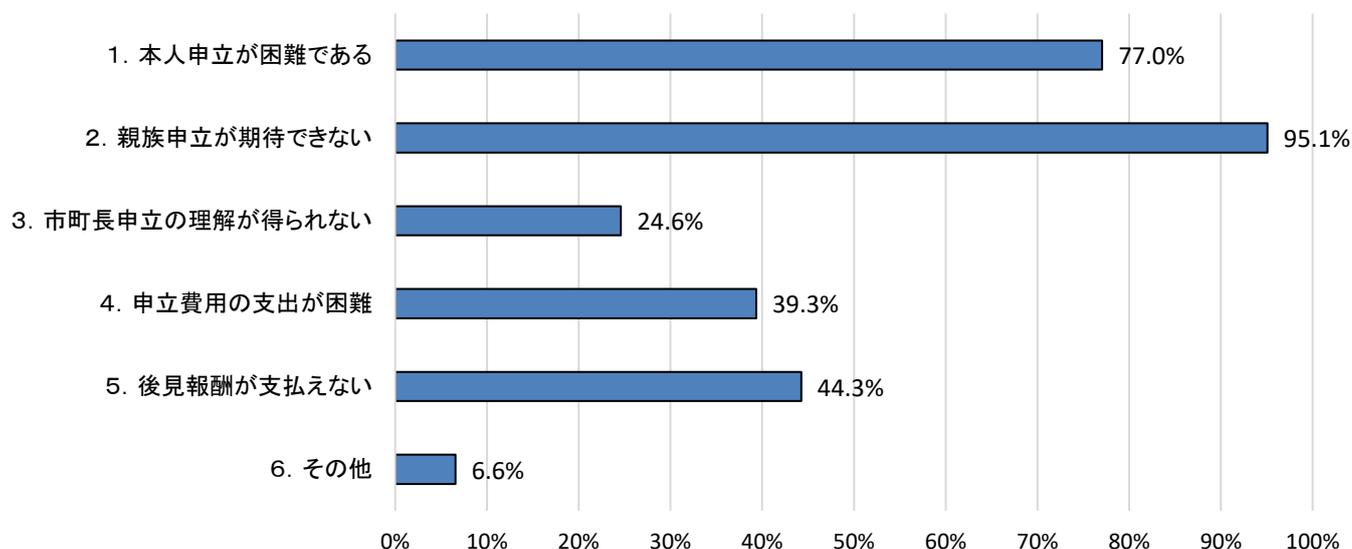
平成30年度 申立手続の状況等について



Q11 申立が困難な理由

- 「親族申立が期待できない」が 58 人と最も多く、次いで、「本人申立が困難である」が 47 人、後見報酬が支払えないが 27 人となっている。

申立が困難な理由(複数回答)



□ グラフ20□

各市町社協における申立が困難な理由(複数回答)

(人)

市No.	社協名	理由	1. 本人申立が困難である	2. 親族申立が期待できない	3. 市町長申立の理解が得られない	4. 申立費用の支出が困難	5. 後見報酬が支払えない	6. その他	合計
1	下関市 N=1		9	19	14	11	14	1	68
2	宇部市 N=2		14	14	0	7	6	0	41
3	山口市 N=7		18	13	0	2	3	1	37
4	萩市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
5	防府市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
6	下松市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
7	岩国市 N=0		0	0	0	0	0	0	0
8	光市 N=0		0	2	1	0	0	1	4
9	長門市 N=0		0	1	0	1	1	1	4
10	柳井市 N=0		1	1	0	0	0	0	2
11	美祢市 N=5		0	1	0	0	0	0	1
12	周南市 N=1		3	3	0	2	2	0	10
13	山陽小野田市 N=0		1	3	0	0	0	0	4
14	周防大島町 N=0		1	1	0	1	1	0	4
15	和木町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
16	上関町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
17	田布施町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
18	平生町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
19	阿武町 N=0		0	0	0	0	0	0	0
合計	合計		47	58	15	24	27	4	175

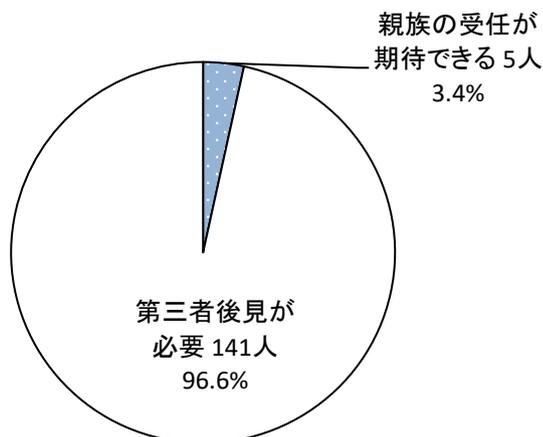
□ 表7□

■ 要移行者における成年後見人等の受け皿について

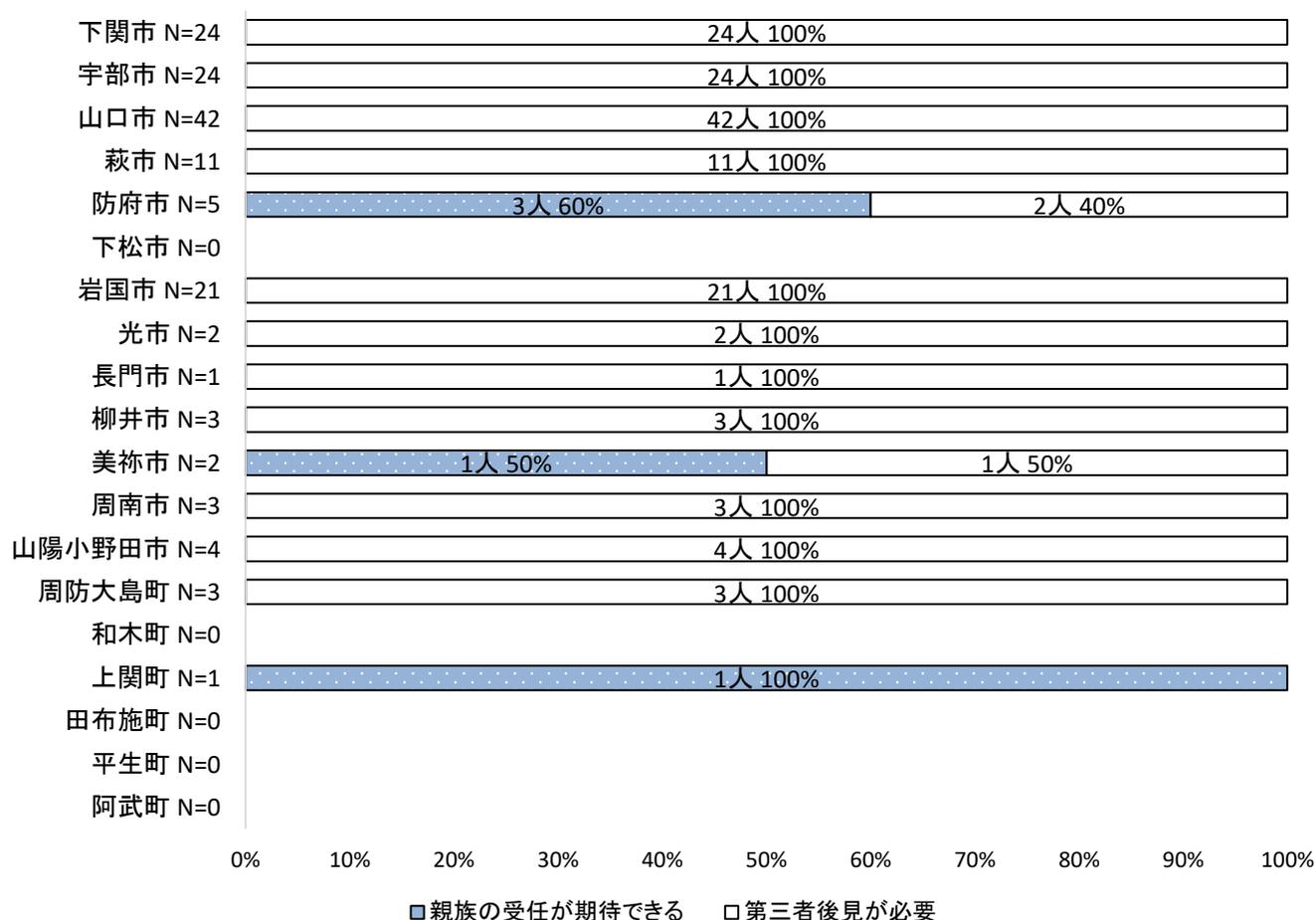
Q12 要移行者の成年後見人等の受け皿について

○「第三者後見が必要」の割合が96.6%となっており、親族の受任はあまり期待できない状況がわかる。

要移行者の成年後見人等の受け皿について



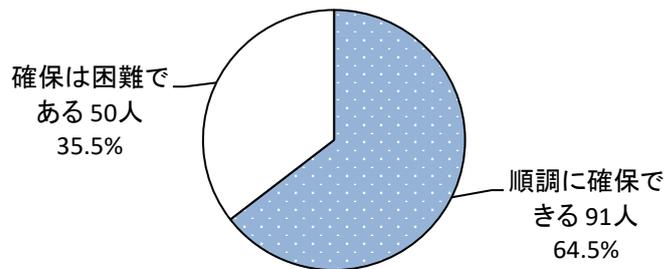
各市町社協における要移行者の成年後見人等の受け皿について



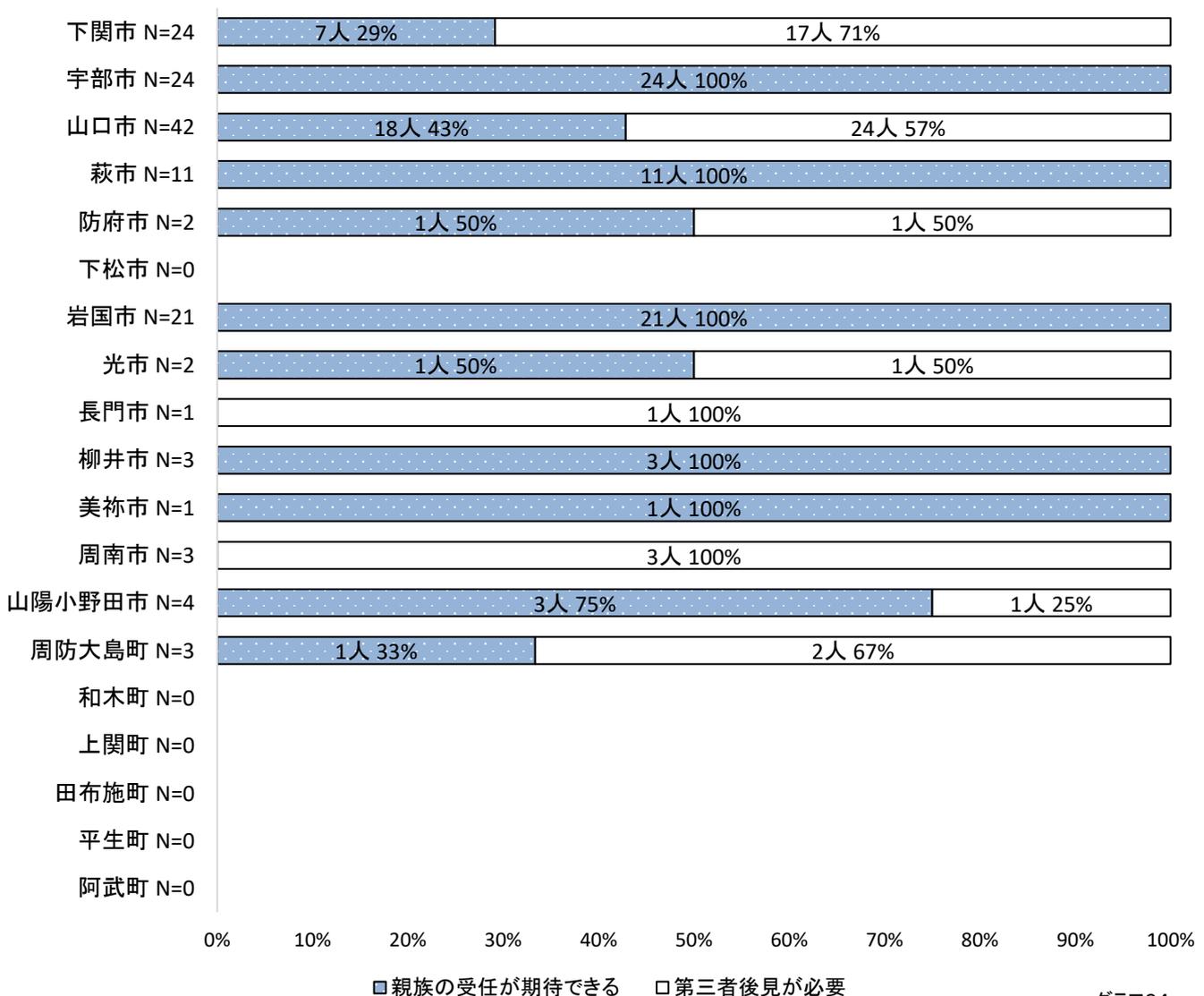
13 要移行者の成年後見人等の受け皿について

○ 第三者の受け皿を「順調に確保できる」の割合が 64.5%となっており、27 年度調査に比べて 11.6%増加しており、第三者の受け皿が確保できている状況である。

第三者後見の受け手の確保を行うにあたり 予想される状況について



各市町社協における第三者後見の受け手の確保を 行うにあたり予想される状況について



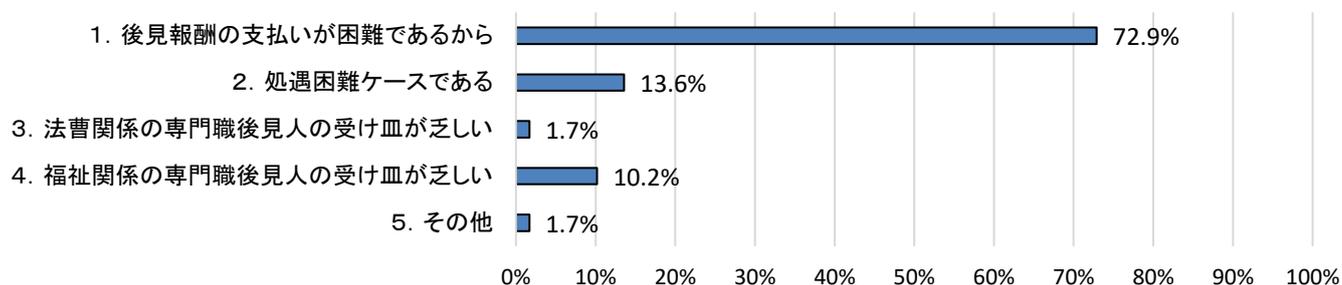
Q14 第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について

- 第三者の受け手の確保が困難と思われる理由について、「後見報酬の支払いが困難であるから」が最も多く 43 人、次いで、「福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい」が 6 人となっている。

各市町社協における第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について(複数回答)

社協名	理由	1. 後見報酬の支払いが困難であるから	2. 処遇困難ケースである	3. (法的な問題が多いケースだが) 法曹関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	4. (日常生活上の問題が多いケースだが) 福祉関係の専門職後見人の受け皿が乏しい	5. その他	合計
下関市		14	0	1	1	1	17
宇部市		0	0	0	0	0	0
山口市		22	6	0	2	0	30
萩市		0	0	0	0	0	0
防府市		1	0	0	0	0	1
下松市		0	0	0	0	0	0
岩国市		0	0	0	0	0	0
光市		1	0	0	0	0	1
長門市		1	1	0	0	0	2
柳井市		0	0	0	0	0	0
美祢市		0	0	0	0	0	0
周南市		2	0	0	3	0	5
山陽小野田市		0	1	0	0	0	1
周防大島町		2	0	0	0	0	2
和木町		0	0	0	0	0	0
上関町		0	0	0	0	0	0
田布施町		0	0	0	0	0	0
平生町		0	0	0	0	0	0
阿武町		0	0	0	0	0	0
合計		43	8	1	6	1	59

第三者後見の受け手確保が困難と思われる理由について(複数回答)

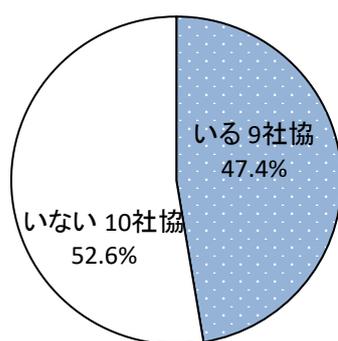


■成年後見制度への移行が必要ではない方の現状について

Q15 各市町社協において、判断能力は低下しているが成年後見制度への移行が必要ではない方について

- 移行が必要ではない方が「いる」の割合が47.4%となっており、利用者によっては、判断能力が低下していても、成年後見制度への移行が必要ではない方がおられることが分かる。

移行が必要ではない方の有無



N=19

□ グラフ26□

■いる □いない

Q16 成年後見制度への移行が必要ではない方の人数について

※Q15で「移行が必要な方がいる」と回答した市町社協のみ回答

- 成年後見制度への移行が必要ではない方の人数として、最も多いのは岩国市の30人程度となっている。

移行が必要ではない方の人数

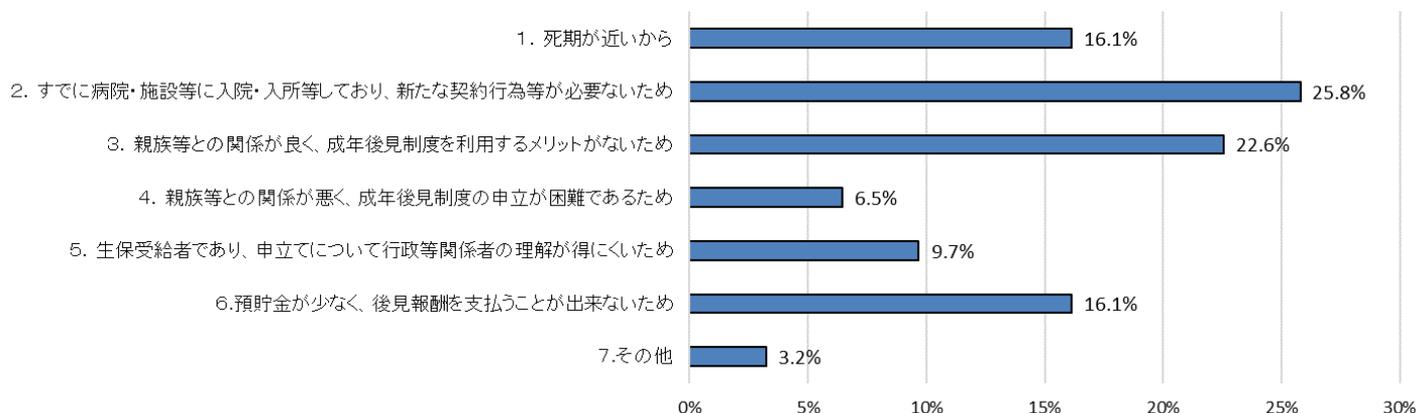
市町名	人数	市町名	人数
下関市	17人程度	美祢市	-
宇部市	4人程度	周南市	-
山口市	-	山陽小野田市	2人程度
萩市	15人程度	周防大島町	1人程度
防府市	-	和木町	-
下松市	-	上関町	2人程度
岩国市	30人程度	田布施町	-
光市	1人程度	平生町	-
長門市	-	阿武町	-
柳井市	2人程度	合計	74人程度

□ 表10□

Q17 成年後見制度への移行が必要ではない理由について

- 「すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為等が必要ないため」が25.8%と最も多く、次いで、「親族等との関係が良く、成年後見制度を利用するメリットがないため」の割合が22.6%となっている。

成年後見制度への移行が必要ではない理由



□ グラフ27□

各市町社協における成年後見制度への移行が必要ではないと思われる理由について

(人)

社協名	理由	1. 死期が近いから	2. すでに病院・施設等に入院・入所等しており、新たな契約行為等が必要ないため	3. 親族等との関係が良く、成年後見制度を利用するメリットがないため	4. 親族等との関係が悪く、成年後見制度の申立が困難であるため	5. 生保受給者であり、申立てについて行政等関係者の理解が得にくい	6. 預貯金が少なく、後見報酬を支払うことが出来ないため	7. その他	合計
下関市			○	○	○	○	○		5
宇部市	○								1
山口市			○	○		○	○		4
萩市			○	○			○	○	4
防府市									0
下松市									0
岩国市		○	○	○	○	○	○		6
光市		○		○					2
長門市									0
柳井市			○	○					2
美祢市									0
周南市									0
山陽小野田市		○	○	○					3
周防大島町			○				○		3
和木町									0
上関町		○	○						2
田布施町									0
平生町									0
阿武町									0
合計		5	8	7	2	3	5	1	31

□ 表11□

Q18 平成27年度の調査時と比べ、成年後見制度への移行が必要でなくなった方の人数について

- 27年度から30年度にかけて、成年後見制度への「移行が必要ではなくなった方の人数」は、岩国市が40人と最も多く、次いで山口市が18人となっている。

移行が必要ではなくなった方の人数

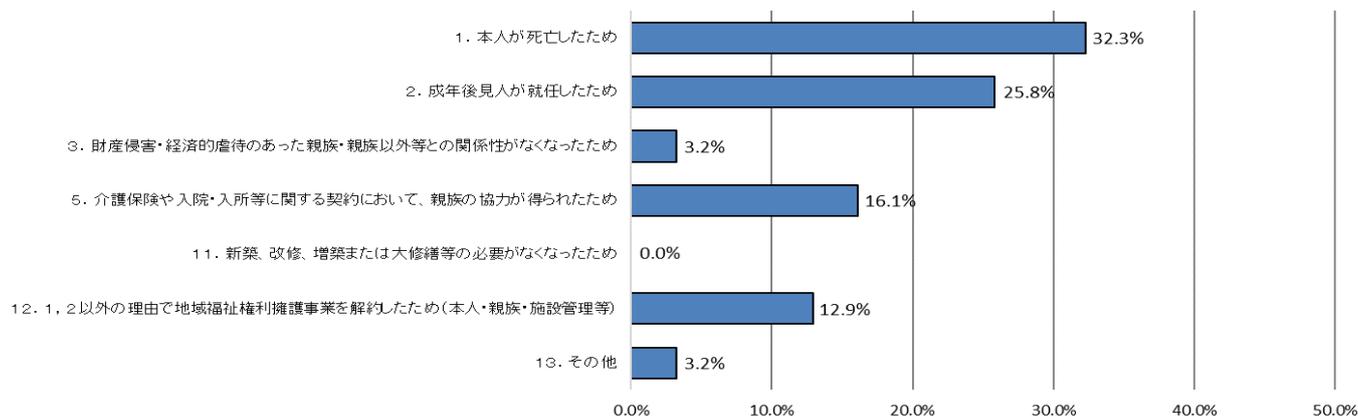
市町名	人数	市町名	人数
下関市	1人	美祢市	1人
宇部市	8人	周南市	5人
山口市	18人	山陽小野田市	0人
萩市	4人	周防大島町	7人
防府市	4人	和木町	0人
下松市	0人	上関町	1人
岩国市	40人	田布施町	0人
光市	3人	平生町	0人
長門市	0人	阿武町	0人
柳井市	2人	合計	94人

□ 表13□

Q19 成年後見制度への移行は必要ではなくなった理由について

- 「本人が死亡したため」の割合が32.3%と最も高く、次いで、「成年後見人が就任したため」が25.8%となっている。

成年後見制度への移行が必要ではなくなった理由(複数回答)



□ グラフ28□

各市町社協における成年後見制度への移行が必要ではなくなったと思われる理由について(複数回答)

(人)

理由 社協名	1. 本人が死亡したため	2. 成年後見人が就任したため	3. 財産侵害・経済的虐待のあった親族・親戚以外等との関係性がなくなったため	4. 借金等において法的な解決が出来たため	5. 介護保険や入院・入所等に関する契約において、親族の協力が得られたため	6. 悪質訪問販売被害等の被害がなくなったため	7. 借金をしたり、保証人になる必要がなくなったため	8. 重要な財産の売買または担保の設定の必要がなくなったため	9. 原告として訴訟手続等を行う必要がなくなったため	10. 贈与、和解、仲裁契約を行う必要がなくなったため	11. 新築、改修、増築または大修繕等の必要がなくなったため	12. 1, 2以外の理由で地域福祉権利擁護事業を解約したため(本人・親族・施設管理等)	13. その他	合計
下関市		0												1
宇部市	0	0											0	3
山口市	0	0						0				0		4
萩市	0		0		0							0		4
防府市	0	0												2
下松市														0
岩国市	0	0			0			0				0		5
光市	0	0			0									3
長門市														0
柳井市	0				0									2
美祿市		0												1
周南市	0	0												2
山陽小野田市														0
周防大島町	0				0							0		3
和木町														0
上関町	0													1
田布施町														0
平生町														0
阿武町														0
合計	10	8	1	0	5	0	0	2	0	0	0	4	1	31

□ 表14□